

商 工 省

No.18/2020/TT-BCT

ベトナム社会主義共和国
独立 - 自由 - 幸福

ハノイ, 2020年7月17日

通 達

プロジェクト開発及び太陽光発電プロジェクトに 適用するモデル電力売買契約に関して規定する

2017年8月18日付商工省の職能, 任務, 権限及び組織構造を規定する
政令 No.98/2017/NĐ-CP に基づき;

2020年4月6日付ベトナムにおける太陽光発電開発の奨励メカニズムに
関する政府首相決定 No.13/2020/QĐ-TTg に基づき;

電力・再生可能エネルギー庁長官の提案を踏まえ,
商工大臣は, プロジェクト開発及び太陽光発電プロジェクトに適用する
モデル電力売買契約に関して規定する通達を交付する。

第 1 章 一般規定

第 1 条. 調整範囲

本通達は, グリッドに接続される太陽光発電プロジェクト及び屋上太陽光
発電システムの開発, 並びにベトナムにおけるグリッドに接続される太陽光発
電プロジェクト及び屋上太陽光発電システムに適用するためのモデル電力売買
契約に関して規定する。

第 2 条. 適用対象

本通達は, ベトナムにおける太陽光発電の開発に参画する組織又は個人,
及び関連を有するその他の組織又は個人に適用する。

第 3 条. 用語解説

1. 「Wp, KWp, MWp」とは, 標準的な条件において太陽光パネルのピーク容量を計量するための単位のことをいい, (太陽光パネルの) 生産者によって公表される。

2. 「グリッドに接続される太陽光発電プロジェクトの期限を有する土地, 水面の利用面積」とは, 各施設(発電所, 変電所の施設を含み, 送電線, 発電所へのアクセス道路を含まない)の建設を実施するための総面積のことをいう。

第 2 章 太陽光発電の開発

第 4 条. グリッドに接続される太陽光発電プロジェクトの開発

1. 電力売買価格

a) 2019年11月23日より前に権限を有する機関によって投資方針決定がなされ、かつ、2019年7月1日から2020年12月31日までの段階においてプロジェクト又はプロジェクトの一部が商業運転日を有するグリッドに接続される太陽光発電プロジェクト（規定に従い、施設の全部又は一部の初期テストを完了している；権限を有する機関から発電領域における電気事業許可証の発給を受けている；売電者及び電力購入者が支払いを開始するためのメーターの検針を行っている）である場合、そのプロジェクト又はプロジェクトの一部は、政府首相が承認したベトナムにおける太陽光発電開発の奨励メカニズムに関する2020年4月6日付決定 No.13/2020/QĐ-TTg の付録に規定するメーターの設置所における、グリッドに接続される太陽光発電プロジェクトの電力購入価格が適用される。

b) 商業運転日が確認された時期に関する順序に基づき確定された売電価格を有するニントゥアン省地域におけるグリッドに接続される太陽光発電プロジェクト（規定に従い、施設の全部又は一部の初期テストを完了している；限を有する機関から発電領域における電気事業許可証の発給を受けている；売電者及び電力購入者が支払いを開始するためのメーターの検針を行っている）のプロジェクト（の全部）又はプロジェクトの一部、具体的には（以下のとおり）：

2021年1月1日より前に商業運転日を有するプロジェクトの一部又は全ての容量が、累積2,000MWを超えない総容量に属している場合は、政府首相が承認したベトナムにおける太陽光発電開発の奨励メカニズムに関する2020年4月6日付決定 No.13/2020/QĐ-TTg 第5条第3項に規定する売電価格が適用される；

一部又は全部のプロジェクトの容量が累積2,000MWに属さず（当館注：上記段落以外の場合、つまり、累積2,000MWを超える場合を指していると考えられる）、2019年11月23日より前に権限を有する機関によって投資方針決定がなされ、かつ、2019年7月1日から2020年12月31日までに商業運転日を有している場合、政府首相が承認したベトナムにおける太陽光発電開発の奨励メカニズムに関する決定 No.13/2020/QĐ-TTg 第5条第1項に規定する売電価格が適用される。

2. 太陽光発電プロジェクトの基本設計書類の内容は、現行法令の各規定及び以下の各要件を遵守しなければならない：

- a) プロジェクトの地域の特徴、太陽放射の潜在力
 - b) 地域の電力システムの安全かつ安定的な運転に対する太陽光発電プロジェクトのグリッド接続計画の影響評価；
 - c) SCADA システム又は調整情報（の他のシステム）の設計及び接続。
3. プロジェクトの期限を有する土地、水面の利用面積が1MWp 当たり1.2haを超えない。

第5条. 屋上太陽光発電システムの開発

1. 電力売買価格

a) 電力購入者がベトナム電力公社（EVN）である場合：屋上太陽光発電システムの電力売買価格は、政府首相が承認したベトナムにおける太陽光発電開発の推進メカニズムに関する 2020 年 4 月 6 日付決定 No.13/2020/QĐ-TTg 第 8 条の規定に従って実施する。

b) 電力購入者がベトナム電力公社（EVN）でない場合：売電者と電力購入者が電力売買価格に関して自ら合意する。

2. 屋上太陽光発電システムに対する実施手続き

a) 売電者は、設置場所、容量規模（1MW 及び 1.25MWp を超えない）、送電線、予定されている接続ポイントを含む各情報を、電力購入者に対し、接続に関する届出をする。

b) 電力購入者が、電力購入者の電力グリッドシステムへの接続に関して届出した売電者の屋上太陽光発電システムの容量の接続、送電の可能性に関する意見を有する。電力購入者が売電者の届出を受領した日から 5 日以内に回答する。

c) 売電者と電力購入者は、売電者の太陽光発電システムを電力購入者の電力グリッドシステムに接続することの合意を実施する。売電者の太陽光発電システムが電力購入者の財産、又は卸電力ユニット及び電力小売ユニットの電力グリッドではない電力グリッドに接続する場合、電力購入者及び売電者は、接続の合意を実施するために、電力グリッドの所有者である組織又は個人と合意する。電力購入者が十分な書類、電力グリッドの所有者の接続への同意文書（ある場合）を受領した日から 5 日以内に接続に関する合意に署名する。

d) 売電者は、本条第 2 項 b 号及び c 号における内容に合致した規模を有する屋上太陽光発電システムの設置を実施する。

d) 売電者は、以下を含む屋上太陽光発電システムからの売電要請書類を送付する：売電要請文書；以下に関する技術書類：書類太陽光パネル；直流から交流への電子変換器（インバーター）；送電線、変圧器（ある場合）；工場からの出荷証明書、設備品質証明書（写し）。

e) 各当事者は、技術検査の実施、電力生産量を計量するメーターの設置、（支払いを開始するための）メーターの検針、電力売買契約の締結、電力供給準備の完了、及び屋上太陽光発電システムの運転開始の実施を行う；電力購入者は、売電者の売電要請文書、書類を受領した日から 5 日以内に契約を署名する。電力購入者がベトナム電力公社（EVN）又は権限を委任されたメンバー企業である場合、電力購入者と売電者は、本通達第 6 条第 2 項の規定に従って、電力売買契約を締結する。

g) それぞれの屋上太陽光発電システムの具体的な条件及び技術要件に応じて、売電者と電力購入者は、本条第 2 項 c 号、d 号、d 号及び e 号に規定する

各小規模工事，作業に対する順序を統一して実施するか，同時に組み合わせる（当館注：工事に係る工程管理を適切に行うことを意味している）。

3. 売電者は，電力購入者の電力グリッドに電力が供給されていない時に電力グリッドから切断する機能を有しているインバーターを確保（当館注：「設置」の意味）し，各外部要因からの事業・運転の干渉又はモニタリング権の侵害を防止し，各基準，標準，電力品質に関する法令の規定の遵守を確保しなければならない。

4. 屋上太陽光発電システムは電気事業許可証を免除される。

第3章 モデル電力売買契約

第6条. モデル電力売買契約の内容

1. グリッドに接続される太陽光発電プロジェクトに適用されるモデル電力売買契約の内容は，本通達に添付して公布される付録1において規定される。

2. 屋上太陽光発電システムに適用されるモデル電力売買契約の内容は，本通達に添付して公布される付録2において規定される。

3. 本条第1項，第2項の規定に従った各内容の他，売電者と電力購入者は，各当事者の責務，権限を明確にするため，モデル電力売買契約の内容を補充することができる。補充される内容は，本通達に添付して公布される各モデル電力売買契約の各内容に沿ったもので，かつ，反したものであってはならない。

第4章 実施体制

第7条. 国家管理機関の責務

1. 電力・再生可能エネルギー庁（EREA）

a) 本通達の実施に係る普及，ガイダンス及び検査。

b) 各困難，障害をまとめ，商工大臣が本通達の改正及び補充を検討するよう，（商工大臣に）報告する。

2. （地方政府の）省レベルの人民委員会

a) 現行法令の規定に従った，地方における太陽光発電開発の監視，検査，監査。

b) 毎年1月15日までに，本通達に添付して公布される付録3の様式に従った書面をもって，監視及び管理のための（地方政府の）省の地方における報告期間中に発生した，グリッドに接続される太陽光発電プロジェクトの投資登録活動，実施展開状況に関する報告を商工省に送付する。

第8条. 関連を有する各組織又は個人の責務

1. 電力購入者

a) ベトナム電力公社（EVN）は、屋上太陽光発電システムに適用する運転を開始するための接続、試験、電力売買契約の締結、検収に関する合意の申請内容を公表する；6ヶ月毎に、全国における屋上太陽光発電システムの開発状況に関するまとめ及び報告を実施し、商工省に送付する。

b) 各太陽光発電所（全ての屋上太陽光発電及びグリッドに接続される太陽光発電を含む）の運転活動の検査、監視の責務を負い、外部からの不正アクセスを発見し、売電者の発電所活動設備監視ソフトウェアに違法なコンテンツが含まれている場合、電力システムへの接続を一時停止し、記録を作成するとともに、処理するために商工省に報告する。

2. 売電者

a) 商工省によって公布される電力システムの運転、調整に関する規定、送電システムに関する規定、配電システムに関する規定を遵守する。

b) 恒常的に運転活動、太陽光発電設備活動監視ソフトウェアを検査するとともに、外部からの違法な干渉、侵入を防止する方策を有する。

c) 情報セキュリティの確保に関する法令の各規定に違反しない。

d) 法令の規定に正しく従い、環境保護、防火及び防爆、並びに電力安全に関する業務を実施する。

d) 環境に関する法令の規定に正しく従い、グリッドに接続される太陽光発電プロジェクト、屋上太陽光発電システムの建設、運転過程又終了時に、サイトを撤収、解体、返却するとともに、各太陽光発電施設から発生する資材、設備、廃棄物を処理する責務を負う。

第9条. 経過措置条項

1. 2019年7月1日より前に、電力売買契約を締結するとともに、商業運転日が承認された太陽光発電プロジェクトの全部又は一部は、締結された契約に従って実施する。

2. 2019年6月30日より後に、本通達が効力を有する前までに電力売買契約を締結するとともに、商業運転を開始した、グリッドに接続される各太陽光発電プロジェクト（プロジェクトの全部又は一部を含む）、屋上太陽光発電システムの場合、電力購入者及び売電者は、本通達第6条におけるモデル電力売買契約に従って、締結した契約の、改めての契約又は改正及び補充を実施する。

第10条. 施行効力

本通達は、2020年8月31日から施行の効力を有する。プロジェクト開発及び太陽光発電プロジェクトに適用するモデル電力売買契約に関して規定す

る 2017 年 9 月 12 日付通達 No.16/2017/TT-BCT, 2019 年 3 月 11 日付通達 No.05/2019/TT-BCT は, 本通達が効力を有する日から施行効力が消滅する。

(添付書類: 省略)

宛先:

- 政府首相, 各政府副首相;
- (中央政府の) 省庁, 省レベルの機関, 政府直轄機関;
- (地方政府の) 省・中央直轄市の人民委員会;
- 官報;
- 政府ウェブサイト;
- ウェブサイト: 商工省, 電力・再生可能エネルギー庁;
- 司法省 (法規範文書検査局);
- ベトナム電力公社 (EVN);
- 保管: VT, PC. DL

**大臣代理
副大臣**

(署名)

ホアン・クオック・ブオン

(注) 法的効力を有するのはベトナム語の法令自体であり, 仮和訳はあくまでその理解を助けるための参考資料です。本資料の利用に伴って発生した問題について, 一切の責任を負いかねますので, 法律上の問題に関してはベトナム語の法令を参照してください。